

入札監理小委員会
第 54 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 54 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 20 年 9 月 12 日（金）17:45 ～19:33

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 警察大学校の管理・運營業務（警察庁）
- 国際協力人材センターに係る業務委託（（独）国際協力機構）
- 海外移住資料館の管理・運營業務（（独）国際協力機構）
- 消防大学校の管理・運營業務（総務省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査

（警察庁）

警察大学校教務部会計課 菊池課長、寺尾課長補佐、山本専門官

（（独）国際協力機構）

国際協力人材部 大石部長、大久保次長、田和国際協力人材センター課長

中南米部 蔵本部長

調達部 柴田次長、滝本職員

J I C A 横浜 高井所長、松本次長、佐藤研修業務第二課長

（総務省）

消防大学校 阿部副校長、宇野庶務課長、寺山庶務課庶務係長

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

(傍聴者入室)

(警察庁関係者入室)

○小林副主査 それでは、ただいまから「第54回入札小委員会」を開催いたします。

本日は、警察庁の警察大学の管理・運営業務、国際協力機構の国際協力人材センターに係る業務委託、同じく国際協力機構の海外移住資料館の管理・運営業務、総務省の消防大学の管理・運営業務の4件の実施要項(案)について審議を行います。

初めに、警察大学の管理・運営業務の審議を行います。

本日は、警察大学教務部、菊池会計課長に御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、実施要項(案)のこれまでのチェック状況等について、事務局より簡単に御説明をお願いいたします。

○事務局 「警察大学の施設管理業務 民間競争入札実施要項(案)」については、事務局と警察大学の間で検討を進め、事務局がチェックした状況については資料1-1に整理しています。

基本的には、対象業務の範囲、サービスの質、情報開示等についてチェックしまして、いずれも事務局としては、十分に検討された結果、妥当なものを受け止めております。

なお、これについては警察大学の方で既に意見募集を行っており、その結果については、警察大学の方から御報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

次に、警察庁から、実施要項(案)に対する意見募集の結果と、その対応等について御説明いただきたいと思います。説明は5分程度でお願いいたします。

○寺尾課長補佐 それでは、説明させていただきます。

資料Aのとおり、8月15日から9月1日まで、パブリックコメントをホームページに掲載させていただきました。意見は2件ございました。

1点目は、要項(案)の別紙2に仕様書、警備業務に記載しています資格、体制について、不明瞭ではないかという意見でした。具体的には資料の12ページのイとウです。当校では、資格について常駐警備2級検定資格取得者と記載していましたが、警備業法が17年に改正され、施設警備という名称に変更になりましたので、施設警備業務検定2級取得資格者と記載しました。

また、イの最後に警備員指導教育責任者という記載がありますが、これも改正により、警備業法第2条第1項第1号に掲げる警備業務の警備員指導教育責任者と修正しております。ウについても、同じく先ほどの常駐警備という表現を施設警備に修正しています。

2点目の意見は、アンケートについてです。

アンケートの内容が簡単過ぎるのではないのかという意見をいただきました。

当該サービスを受ける対象は職員と入校学生です。余り複雑なアンケートでは、逆にア

アンケートの集計結果がよく取れないということを考え、簡潔明瞭化したものです。この内容でまだ簡単過ぎるということであれば、再考したいと考えております。

もう一点、本文の5ページの「サービスの質の設定」のところの「品質の維持」について、下から2行目に「中断回数（0回）」としているのは厳しいのではないかと。また、予測不可能な事態が発生した場合は中断することも考えられるので、年数回は認めていただきたいという意見をいただきました。当校においては、警察官の大量退職で昨年から1年間、ほとんど隙間のない研修をやっております。このため、カリキュラムは1年間通じてびっちり詰まっている状況です。この授業等に、例えば、業務の過失的な部分で中断してしまうと大きな影響が懸念されます。また、予測不可能な事態というのは、地震や台風などの天災を想定しております。明らかに管理業務の不備に起因したことによる中断は、認められないと考えております。

以上がパブリックコメントでいただいた意見であります。

○小林副主査 以上でよろしいですか。

○寺尾課長補佐 はい。

○小林副主査 では、ただいまの事務局と警察庁の説明について御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 コメントの中で、アンケートが簡単過ぎるのではないかという意見があって、内容的にはすべての項目を網羅し、これは年2回のアンケートですね。研修のあれを見ると、3か月とか、そういうのもあって、必ずしも入校生みんながこのアンケートに答えるわけではなくて、たまたまその時期にいた人だけということになるんですね。

○寺尾課長補佐 はい。最初に入ったときにはまだ概要がわかりませんので、卒業する頃にアンケートを実施したいと考えております。

○逢見副主査 アンケートの時期は決まるわけですか。年2回というのは、定期的にということですね。

○寺尾課長補佐 はい。

○逢見副主査 短期でいた人は全くこういうアンケートに触れることなく行ってしまって、長期で、たまたまアンケートの時期にいた人だけが回答するということが、全体としての入校生の意見をバランスよく反映できるのかどうかということにはちょっと気になるところなんです。

○菊池課長 数的には、今、言った長期入校性には、1期500人程度と、もう一個が300人程度の課程があります。これにプラス職員ですので、これだけで80%ぐらいを見えています。人数的にはかなりカバーできると思います。

○逢見副主査 そのぐらいカバーできるのであれば、いいと思います。

○小林副主査 私の方でちょっと気になったのは、中断の話なんですけれども、5ページ～6ページにかけてあるんですが、5ページの一番下のボツ「不備に起因した、大学校での研修の中断回数（0回）」というのはいいと思うんですけれども、6ページの最初のポ

ツの「管理業務の不備に起因した空調停止、停電、断水」云々かんぬんとある、それが0回と書いてあるところの書きぶりが、管理業務の不備に起因したというのがあるんだけど、例えば、空調が1回停止したといったときに、それは当然管理業務によるものみたいな読み方ができるので、例えば、パブリックコメントのときに厳しいという意見があったのではないかと思ったんです。だから、単純に停電がありました、それが落雷によるものだったら、それは別に関係ないけれども、空調が1回停止してしまったら、管理が悪かったというふうに、実施要項を読んだ業者さんは、そこでちょっと、リスクといたら変ですけども、それを感じるのではないかと思ったんです。だから、この書きぶりを工夫した方がいいのではないかということをお話しました。

多分、その書きぶりでもいいと思うんですけども、例えば、空調停止何とか何とかというのが、工夫してもらってもいいですかね。

具体的に管理・運営する側の業務があって、停止発生回数を0回に抑えてくださいというところが強調されるのではないかと思うんです。だから、何か工夫した方がいいのではないか。

○事務局 事務局の方でも検討させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○小林副主査 ほかにどうでしょうか。

○逢見副主査 あと、書き方がどうということではないんですけども、6ページの一番下の「大学校との連絡・調整」で、担当者を定めて必要な連絡調整を図る、これはこれでいいと思うんですが、ただ、連絡・調整が指揮命令ということにならないように、そこは留意していただきたいと思います。

○寺尾課長補佐 はい。

○小林副主査 よろしいですか。そうしたら、事務局から確認すべき事項がありますか。

○事務局 今、御指摘いただいた点、実施要項の本文の5ページの「不備に起因した」という部分にかかる表現ぶりの工夫ということと、6ページの一番下の「それぞれの担当者を定め、連絡・調整」となっている部分について、整理をして修正を検討した上で、御報告します。

○徳山企画官 パブリックコメントの意見に対する回答のアンケートの話なんですけれども、簡単明瞭であることが重要ということになりますと、細かいアンケートを取ってはいけなといったようなメッセージにもつながりかねないんです。勿論、これに付いているアンケート以外の細かなアンケートを業者が取るというのは提案できる話だと思いますし、業者の管理・運営業務ということであれば、それを独自に実施することも可能なのではないかと、むしろそうあるべきではないかと思われるんです。そういう意味で、現在の回答は簡単であればならないと言い切っているようにも見えて、ちょっと不安に感じる場所なんです。それはいかがでしょうか。

○小林副主査 事業者が自主的に行うアンケートについては、行うことは妨げないという

理解でいいですか。

○寺尾課長補佐 はい。

○徳山企画官 もしそういう意味で回答を修正される余裕があるのであれば、考え直された方がよろしいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小林副主査 余裕がありますか。

○事務局 一応、事務局で引き取りまして、大学校と調整しまして、ここは修正をしていただくような形でお願いしたいと思います。

○小林副主査 では、以上の提案について若干検討していただいて、その修正内容については御連絡いただくということにしたいと思います。監理委員会としては、本実施要項(案)について、今の点の確認をいたしまして了承したものしたいと思います。実施要項(案)の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各位にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

警察庁におかれましては、本実施要項(案)に沿って適切に事業実施していただくようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(警察庁関係者退室)

(独立行政法人国際協力機構関係者入室)

○小林副主査 それでは、国際協力人材センターの実施要項(案)について審議を行います。

本日は、国際協力機構国際協力人材部、大石部長に御出席をいただいておりますので、意見募集の結果や、それらを踏まえた実施要項(案)の修正点等について御説明いただきたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○大石部長 本日はありがとうございます。前回の指摘を受けまして、私どもで再度検討いたしました結果、まず1点目、8ページの(5)のAに当たります満足度のアンケート調査の結果の部分について、アンケートの回収率、回収すること自体が目的化しているように見えるという御指摘をいただきまして、一応、内部的に検討しました結果、アンケートの分析が適切に行えるようにアンケートの回収をしますという表現に変えました。

ちなみに、回収率は全登録団体の20%として決めました。

2番目が、10ページのエの部分ですが、ディスインセンティブのただし書きのところを、なるべく業者の責任に起因しない部分を配慮するという意味で、国際情勢等の変化を加えて、より柔軟に配慮を行えるということで、この部分の書きぶりを変えました。「国際情勢の変化等」という項目を入れました。

2点が入札実施要項の変更点になります。

続きまして、パブリックコメントの結果と対応に関しましては、8月13日～27日の15日間、JICAのホームページのトップページに掲載しまして、その結果、2つの団体から計5つのコメントをいただきました。

1つ目と2つ目は同じ趣旨の質問なのですが、国際協力人材センターを請け負うことによって、専門家ないしは調査に、いわゆるJICA事業に参画することに制限を受けるのかどうかという質問が2つありまして、それにつきましては、制約は受けませんということで回答しています。

あと3点については、田和の方から説明させます。

○田和課長 私の方から引き続き説明させていただきます。「国際協力人材センター実施要項案に関して寄せられた意見について」の3番の部分で、経理的基盤に関する事項で御意見をいただいております。直近3期分の法人税、確定申告の写しを求めているけれども、2期分しかない場合でも競争に参加させてほしいという趣旨の御意見をちょうだいしております。

これに対しては、基本的には社の経理的基盤を確認するための書類でございますので、2期分しか実績のない場合でも競争参加資格を失うものではないということで回答をさせていただくというふうに考えております。

次に、技術提案書の内容で、実施体制であったり、従来の実施に要した人員について御意見をちょうだいしたところでございます。

この内容につきましては、基本的には我々は、この部分、業務総括、システム関連、ホームページ作成、キャリア相談業務に従事する者については、この業務委託を遂行するために必要な役割を示しているものであって、各スタッフの担当を示すというもので意図して書いたものではございませんでした。これらの役割を念頭に、常勤であるのか、非常勤であるのか、または役割の兼務を含めて、適正な体制を、提案をお願いしたいと考えています。

また、それぞれが特定の資格や業務経験が求められるために、経歴と資格の詳細な記載を求めているということでございます。具体的には、別紙の26ページに担当の名前を御要望のとおり掲載することとしております。

5番目に、入札におけるスケジュールでございます。御趣旨としては、プロポーザルを提出した後、業務実施まで5か月はなかなか長いという御意見でございます。それについては、一般的組織なら、ほかの社員の退職とか異動も当然あるので、入れ代わりもあるので、人事の確定とかを考えると、できるだけ短くしてほしいという御趣旨だと理解しております。

我々の方もそういうところも検討はしているんですが、プロポーザルが提出されてから業務実施まで、適正な期間は十分設けないといけないと基本的には考えております。これは、契約相手方を最終的に決定してから業務開始まで、要員の確保であるとか、この仕事

に従事していただくまでのトレーニングを行っていただくとか、引継ぎとか、導入の部分の期間を十分に設けることが不可欠であると理解しております。

また、例えば、公示したときに、仮に入札不調といいますか、入札に参加者がなかったときに再公示したりする必要性も当然出てまいりますので、その点の期間も想定をしております。

ただ、ここの記載ぶりが「契約相手方を最終決定し契約締結から」というような文章が入っているんですが、ここのところは若干正確でないところがございます、いただいた意見に対してのコメントといいますか、回答は我々の方でもホームページ上で既に掲載はしているんですが、今日、御審議いただいた結果を受けまして、また訂正をしていきたいと考えております。

具体的にここの部分の訂正箇所といいますと「最終決定し契約締結して」というところ消しまして、契約相手方を最終決定してから、実際に業務開始に至るまで、しかるべき準備期間を設けることが必要と考えます。続きまして、仮に1月下旬並びに2月上旬に技術提案書を提出した場合、市場化テストにおいてはその後の審査や諸手続に関する時間を勘案すると、ここまでは一緒でございますが、契約相手方を決定し、業務開始に至るまでの準備期間を十分に設けることができるというふうな形で改めたいと考えております。事前に提出しました資料の変更点でございます。

当方からの説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 まず、前回までの議論を踏まえまして、2点の修正が提案されました。この2点については、これまでの議論を踏まえたものと理解しておりますので、妥当ではないかと思っております。アンケートの件と、ディスインセンティブの件です。

パブリックコメントで出てきている点で、3番の経理的基盤に関する事項で来た質問が、外国企業の支店として活動していて、2期分の申告期間しか経ていないので、その場合、2期でもいいのかと、それに対しては、2期分の書類の提出で可という回答になっている。それはそれで回答にはなっていると思うんですが、そもそも外国企業が主契約者、共同事業体として入札できないのか、あるいは米国本社からの同様の文書で対応可能なのかということがあって、本件に限らず、一般的に市場化テストの入札においては、基本的には外国企業を排除するものではないという原則でありますので、そういう部分を回答に入れておく必要があるのではないかなという感じがしております。

それから、これも本件に限らずなんですが、経理的基盤というのを外国企業に対して求めるときに、日本支店の法人税確定で判断できるのか、あるいは本体である、もともとの企業の財務まで求める必要があるのかどうか。ここでは2期分でもいいということですから、それでいいんですけれども、専門家の意見なども聞いて、事務局で、外国企業が参入する場合の経理的基盤がどこまで必要なのかを御検討いただきたいと思います。

入札のスケジュールは、これでやむを得ないのかなという感じはしますが、実際、これでスタートするわけですが、今後、2期目、3期目となったときに、十分な準備期間とはどの程度なのかという経験を経て、必要な期間を確定していけばいいのではないかと思います。

○小林副主査 この部分はやむを得ないと思うんですけども、この回答の仕方というか、回答の書きぶりだと、市場化テストでの民間競争入札のスケジュールを考えると、こういうスケジュールでいくしかないというような書き方になっているんです。そのとおりなんですけれども、民間事業者側の参入しやすい状況というのも考えてあげているとか、考慮しながら、この入札を行う余地があるといいますか、そういうようなことを入れ込むことはできないかなと私としては思うんです。つまり、これだと、民間事業者からだと、企画書と比べて、候補者と人員の入れ換えが起こる可能性は高いと考えられる。その可能性があった場合、そういう事態が起こった場合については、どのように考えるかというのを入れた方がよろしいのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○徳山企画官 その点につきまして、実施要項19ページの「技術提案書の内容の変更」で既に該当の規定を設けられているので、なお書きということなんでしょうけれども、なお、変更はこういう条件で認めることになっていると一言。

○小林副主査 ここで許容しているわけだから、このことを回答のところに入れた方がよろしいのではないですか。

○徳山企画官 やむを得ない理由ということで、そこは説明を業者からお聞きになって御判断いただく、その余地はあるということです。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 先ほど御指摘のありましたパブリックコメントの5点目なんですけれども、最後に先ほどの19ページのこの趣旨を踏まえて、一応、一文追加していただくという御対応でよろしいでしょうか。

○柴田次長 実施要項に書いてあります文章ですので、それをここに入れることには問題ございません。

○小林副主査 それでは、私の方から確認の意味で少しコメントさせていただきます。

今回の民間事業者からの応札状況や事業の実施状況等を踏まえて、引き続き対象業務の範囲や実施方法の見直しを行い、サービスの質やインセンティブの内容の妥当性についても更に御検討いただいて、また一層の競争性の確保に努めていただくようお願いしたいと思います。これについては、国際協力機構として受け入れていただけると考えてよろしいでしょうか。

○大石部長 はい、結構です。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで3回の審議を行いました。本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につ

いては私に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○大石部長 はい、結構です。

○小林副主査 ありがとうございます。

では、今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○大石部長 どうもありがとうございました。

（独立行政法人国際協力機構担当者交替）

○小林副主査 では、続きまして、海外移住資料館の管理・運営業務の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、国際協力機構 J I C A 横浜、高井所長に御出席いただいておりますので、意見募集の結果や、それらを踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をいただきたいと思えます。御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○高井所長 J I C A 横浜の高井でございます。

まず、先日、委員の方から指摘いただいた件が 1 件ございました。データ資料館的なものをホームページとして描いているということであれば、もう少しそういったものが見えた方がいいのではないかと御指摘だったと思えます。

今回用意いたしました、ページで申し上げますと 18 ページ「(イ) 業務の実施方針、実施体制等」の点数のところの e. 情報展示システム、情報検索システムについてというところの、特に「移住資料ネットワーク化プロジェクトについて具体的な取り組み計画が提案されているか」といった項目で、この項目はなかったわけでございますけれども、点数を 0 点～10 点といたしました。

そして、f. として、ホームページ運用・管理業務について、各種イベントの広報等コンテンツを拡充、更新するための具体的な方策、提案がなされているかというところについて、この 2 つの部分で先日の御指摘のところについて評価したということにしていきたいと思っております。

このために、次の 19 ページの (ウ) の c. の点数を 8 点～5 点に、e. の点数を 10 点～15 点に、そして f. の点数を 7 点～5 点にということで、この部分については、スペイン語の能力とか、それぞれの資質的な問題なので、この点について、若干ずつ点数を下げ、先ほど申し上げたところに付け加えております。

御指摘いただいところの変更事項は以上でございます。

それから、2 点目として、パブリックコメントについて、8 月、約 2 週間にわたり御意見をお伺いしたわけでございますけれども、この中で 1 点、ボランティア管理業務については、ボランティアを採用するという事は、民間業者にとってなかなかつらいのではないかなという指摘がございました。

これについては、事務局とも御相談いたしまして、回答として、御指摘のとおりですと、

それゆえに、ボランティアについては要項の方に一文を追加する。つまり「なお、ボランティア管理業務実施に際しては、機構は民間事業者のボランティア募集の際等、必要に応じて民間事業者に協力する。」という一文を付け加えることを提案させていただきました。7ページの「カ. ボランティア管理業務（ア）」の最後にこの部分を付け加えさせていただきました。

私の方の2点の御説明は以上のとおりでございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 まず、第1点のデジタル資料館としての役割を重視する部分について、実施要項に修正が加えられて、その部分が加点項目にも入っているということは、これまでの議論を踏まえたものと理解しておりまして、これは妥当ではないかと思っております。

次のボランティア管理業務なのですが、パブリックコメントに寄せられた意見で、ボランティアの方々为民間事業者のやり方になじめず、離れていく方も出ると想定される、だから募集は除外した方がよいという、こういう意見が寄せられたことが何を懸念しているのかよくわからないんですが、資料館に来るボランティアというのはどういう人たちで、現在は資料館としてどういう募集の仕方をしているのかを説明していただけませんか。

○佐藤課長 現在のボランティアは15名おりますが、募集については、ホームページ等で公募して登録していただいております。現状は、15名のうちの大多数は機構のOBの方で、移住事業をよく知っている方が登録されています。ただ、一般の方も複数名登録しております。

○逢見副主査 これがもし民間事業者に委託された場合に、こういう人たちが離れていくという懸念はどのように思われますか。

○佐藤課長 心配するほどのことはないと思うんですが、ただ、民間事業者としては、ボランティアさんは自分たちと契約関係にあるわけではないので、民間事業者として利益を最優先して、何らかの方向性を出したときに摩擦が生じるのではないかという懸念を持たれているようです。

○逢見副主査 要するに、民間事業者がボランティアを募集して契約関係を結ぶというふうに考えると、おれたちはそんな人と契約するのではなくて、移住資料の業務そのものに意を感じてやっているんだという人たちが出て、そこで何か問題が起きるのではないかという懸念だと思いますので、そこを払拭するということで「機構はボランティア募集の際、必要に応じて民間事業者に協力する。」という表現で、その意図がうまく通じるのかなというのがちょっと感じたんです。

○高井所長 私も委員のおっしゃるとおり、業者の方々が、移住政策だとか、過去の資料について、ボランティアの方ですから、それぞれさまざまなかかわり方をしていらっしゃるというところの差異は現在もございます。それぞれのお立場の中側でボランティ

アを買っていただいているということなので、この部分、特に業者の方がそのようなことを我々 J I C A との契約で求めているわけでもございません。J I C A で選んだ方だからということで、ボランティアの方に業者の方が遠慮されるような場面の方がむしろ心配なぐらいで、そういったところは我々の方から、そういう遠慮は要らないんだということを、絶えず一緒に仕事をしていく過程の中で示せば解決していける問題だろうと思っております。

○逢見副主査　そういう点で言うと、募集の際に協力するのではなくて、それもあるけれども、日常的にボランティアについては連携、協力するとか、そういう関係があった方がいいんじゃないかと思うんです。

○高井所長　なるほど。

○佐藤課長　ここで募集の際にはと特に出しているのは、パブリックコメントの御意見を出された方に真意を確認したんです。そのときに、ボランティア募集については、民間事業者の業務から外した方がやりやすいんじゃないかという御指摘がありましたので、この点を特に入れたということなんです。考えとしては、必要に応じて協力することですので、このボランティアに関連する業務全般について、必要に応じて協力していきたいと考えております。ですので、必要あれば表現は変えていきたいと思えます。

○高井所長　今の表現で委員の先生の御指摘については十分読めるというふうに我々は考えているわけだね。

○佐藤課長　そうですね。日常的にはやっていけるということなんですけど、ただ、パブリックコメントの公表しているコメントの中に特にボランティア募集について指摘しているわけではないので、必要あれば、特に募集に限らず、より一般的な表現に変更してもよいかとは思っています。

○小林副主査　このボランティアの位置づけと云ったら変なんですけれども、非常によく内容を知っていらっしゃって、提示内容などの案内で、リソースとしては非常に有効、有効と云ったら失礼ですけども、活用できる人材であるということからすると、民間事業者はそのことを十分踏まえながら業務運営を、ボランティアを位置づけてやっていく必要があるということだと思えます。ただ、管理、活用、育成と書いてあるので、その部分について、営利の民間事業者が余り業務になじまない部分というところもあると思うので、その場合はさっき逢見委員が指摘されたとおりの、もうちょっと協力、連携するようなニュアンスといいますか、そういうことが必要なのかなと思えます。

○高井所長　わかりました。では、これは後で修正させていただくということでよろしゅうございますか。

○事務局　事務局を通して先生方に御説明させていただきます。

○蔵本部長　今の15名ほどは、先ほど説明ありましたように、かなりの方が機構の経験者なんです。直接移住者と在外で触れたり、そういう方はなかなか日本でもおられない。ただ、その方も機構を退職しているものですから、かなり高齢というか、60を過ぎたりして

いる。例えば、まさに現地で日系団体とのいろんな接点があって戻ってきて、日系ボランティアの経験者などは結構若手がいたりするんです。そういうのをどう育てていくかというところも出てくるんだらうと思うんです。そういう面からすれば、募集等について、必要に応じ協力というののもあれですけども、連携しながら、協力・連携とか、そういうあれで読めやしないかなと思うんです。ただ、ボランティアの方は、特にこの資料館では、展示はしていますけれども、学校の生徒たちに、生の声、経験者的なところでいろいろ説明してあげるといのは非常に有効なんです。

○高井所長 募集等の部分について、修正して御提案するということでよろしいですか。

○事務局 はい。

○逢見副主査 実際、ボランティアの人たちが語るということで、ただ単に展示品を見るだけではなくて、理解が非常に深まるという意味で、こういう役割は大事だと思いますので、是非そういう人たちがうまく活用できるような仕組みの中で機構の役割というのはあると思いますので、そういう点を踏まえた修正をお願いしたいと思います。

○小林副主査 説明会というか、説明のときに、民間事業者さんにも、そういうボランティアの重要性をよく御説明いただいた方が、このコメントだと、自分たちのやり方になじまないのではないかというようなネガティブな反応なので、そういうことを説明いただいた方がいいのではないかと思います。

○高井所長 わかりました。

○小林副主査 ほかはよろしいですか。

それでは、今のところの協力、連携といったところで修正いただくということでお願いしたいと思います。

事務局から確認はいいですか。

○徳山企画官 この事業は、先ほどの国際協力人材センターもそうでしたけれども、かなりの部分を現に請け負っている業者がいるわけですので、競争性の確保、ほかの業者の参加ということが重要かと思います。先ほどのセンターの方では、今後の見直しということをお林先生が御発言されていたと思うんですが、加えて、今回の入札自体の周知、広報をどういった形でおやりになるつもりなのか、それは大いにやるべきではないかといった形の御確認も念のため、された方がよろしいのかなと思います。今回の入札で、具体的にどういった形で周知、広報をされるおつもりなのか。

○柴田次長 通常、JICAでこういう競争入札等の案内をするときにはホームページでやっているわけで、それ以外で特別なことというのは今のところ考えてはいないんです。

○徳山企画官 例えば、人材派遣協会の方に、個別にこういう事業を今回、入札にかけるという、業界団体での連絡とか、そういったことも考えられるのではないかと思います。

○高井所長 前回、私の方から若干お話しさせていただいたかと思いますがけれども、関心のある、今までのJICAのリソース等、いろんな事業をやっていた方々がJICAのホームページをチェックいたしますけれども、そうでない方々はなかなかアクセスす

る機会がないと思います。そういったことをかんがみれば、今、事務局の方からお話しただいたように、こういった業界の団体といったもの、先日もお話ししましたが、博物館なりのところから委員の方もいただいておりますので、そういう方に私、早速、この要項がとりまとまったときにお伺いして、どういった業界の団体があるかということ等、御紹介いただいて、私どもの方から出向いて、業界団体の方々に御説明するなり、あるいはホームページの概要について、我々の方から資料としてお渡しし、業界の中側で配付していただくの工夫は是非していきたいと思っています。

○小林副主査 よろしいですか。では、私から若干コメントさせていただきます。

今回の民間競争入札の中で、応札状況、事業の実施状況等を踏まえて、引き続き対象業務の範囲、今、事務局から指摘があった競争性の確保の観点から、周知、広報していただくことも含めて実施していただきたいと思います。サービスの質、インセンティブの内容についても御検討いただいて、次回の実施においては一層競争性を確保していただくように、そしてサービスの質を高めていただくようお願いしたいと思います。ただいま申し上げたことについて、受け入れていただけると考えてよろしゅうございますか。

○高井所長 はい。

○小林副主査 では、本実施要項（案）につきましては、これまで3回の審議を行いました。本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○高井所長 よろしくお願ひいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

では、今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

本日はありがとうございます。

○高井所長 どうもありがとうございました。

（独立行政法人国際協力機構関係者退室）

（総務省関係者入室）

○小林副主査 では、続きまして、消防大学校の管理・運營業務の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、消防大学校、阿部副校長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○宇野庶務課長 実施要項の変更点でございますけれども、2ページ目に業務の内容がございますけれども、1つは害虫駆除を追加させていただいたこと、あと、大きな変更としては、植栽業務を追加させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○事務局 財団法人が施設の管理・運營業務の関係で行っている業務の関係について御説明いただけますでしょうか。

○宇野庶務課長 施設の管理・運營業務で行っている業務。

○事務局 シーツの関係の業務や、それ以外の消耗品の購入業務などが今回、民間競争入札の対象になっていないと思いますが、その理由について御説明をお願いいたします。

○宇野庶務課長 シーツ等消耗品につきましては、個々の学生が入寮に当たって必要な物品でございますので、個々の学生が用意をするということになっておりまして、個々の学生が手配をするということでございますので、対象にはなっていないということでございます。対象になるというか、業務としてはないということでございます。

○小林副主査 ここに御回答いただいているものがあるんですけども、業務運営に当たって、包括的に、なるべく業務を切り出していきたいということで、財団が行っている業務について、いろいろ御説明をいただいているわけなんですけれども、それが民間競争入札の対象業務に入らないという理由です。民間競争入札の対象にしないというところについて御説明いただければというのが、今の事務局の趣旨だと思うんです。

○宇野庶務課長 財団が事業を実施しているということではなくて、個々の学生が手配をしていることでございますので、いわゆる地方公共団体が手配をしているという業務でございますので、対象にはならないというか、なる業務もないということなんです。

○逢見副主査 ただ、寄せられた回答では、財団に所要経費を支払っているんですね。財団を通じて支払っているんですか。

○宇野庶務課長 そうでございます。それは、個々の学生、地方公共団体が個々に対応するのは事務的に煩雑でございますので、地方公共団体の方で財団の方へ支払い業務を委託しているという状況でございます。

○逢見副主査 だから、委託しているんでしょう。

○宇野庶務課長 支払いをです。それは、個々の学生が一人ひとり業者に支払いをするのは、現実的な問題では事務が煩雑してできないということでございますから、地方公共団体が支払いの業務を委託しているということです。

○逢見副主査 結局、それは財団が徴収して、徴収した金で業者に払っているということなんではないですか。

○宇野庶務課長 結果としてそうなっておりますけれども、本来は個々の学生が払うべきものが、事務の煩雑性からそういう形を取らせていただいているということです。

○逢見副主査 こういう施設の管理というのは、ほかにも、消防大学校に限らずいろいろあるんですけども、ここがちょっと特殊なのは、本来であれば、こういう管理業務の1つであることは間違いないと思うんです。だけれども、そこが、本来、個々の学生が払うべきものであって、それを財団が間に入って経費を払っているというふうになっていることが、過去の経緯はあったのかもしれないけれども、そこを今後も守り通さなければいけないことなのか。これを民間に委託してどうしていけないのかというのがわからないんです。

○宇野庶務課長 消耗品等については、個々の学生が寮に入るに当たって必要なものを個々の学生が手配をするということは、入寮に当たって必要な経費を地方公共団体が手配するというのは必要なことだと思いますが、その支払い業務を個々の学生がやるのは事務の煩雑でございますので、支払い業務を財団の方へ委託しているということでございます。

○小林副主査 この中では、御回答いただいたところによると、寮費の中で光熱水料と消耗品等の購入費等を積算して徴収しているというのがあって、消耗品等の購入費等の中にシーツ借上料と清掃業務と点検等保守業務が入っているんです。結局、それは全部、管理・運營業務で、何でシーツの借上料を管理・運營業務の1つに入れられないのかというのが素朴な疑問なんです。

○宇野庶務課長 業務というか、消耗品等を手配するのは個々の学生というか、地方公共団体のやることだということです。自分たちが寮に入る分の消耗品については、地方公共団体が手配なり準備するものだということです。そこに何らの業務も、いわゆる業務委託するような業務は発生していないということなんです。

○逢見副主査 消耗品というイメージがわからないんです。

○宇野庶務課長 例えば、ゴミ袋とかです。

○逢見副主査 ゴミ袋というのは、入寮する人がそこで生活するときに発生するゴミを入れる袋ということですか。

○宇野庶務課長 そうですね。

○逢見副主査 それだけですか。

○宇野庶務課長 あとは、トイレトペーパーとか。

○逢見副主査 トイレトペーパーも、本来、寮生が個々に購入すべきものですか。

○宇野庶務課長 基本的に学生が入寮していなければ必要とされないものでございますので、学生が入寮するに当たって、学生が手配するものだということです。

○逢見副主査 どうしてそういうふうになるのか。

○宇野庶務課長 地方公共団体において職員を養成、訓練するというのは、地方公共団体の1つの事務でございます。

○事務局 消防の職員を養成しなければいけないということは自治体が負っている任務かもしれませんが、消防大学校を設置して運営しているのはまさに消防庁なのであって、施設を運営する責任は消防庁が負っているんだと思います。その前提で寮を考えたときに、シーツは家から持ってきてくださいとか、トイレトペーパーも家から持ってきてくださいというのは、基本的に考えにくい前提だと思うんです。シーツの手数料を払ってくれというのは、それはわかります。ただ、家から持ってきてくださいという前提で学生の負担だという構成はちょっと難しいといいますか、今の世の中で考えにくいんじゃないかと思うんです。その前提でお話ししていただけないでしょうか。

○宇野庶務課長 いわゆる消防職員を教育、訓練するというか、地方公共団体の職員を研修するというのは地方公共団体の事務でございますので、その事務に対して、地方公共団

体が行うというのも、またこれはおかしいことではないと思うんです。

○事務局 人を送り出すというのは地方公共団体の仕事だと思うんです。ただ、その施設に入ったら、それは消防庁の責任で運営している施設なんですから、シーツは用意はしてあげるし、トイレットペーパーもトイレに置いておく。その分、お金がかかった分は集める必要があれば、それはされればいいと思います。

○宇野庶務課長 お金がかかった分を集めるというか、その分は地方公共団体の方で手配していただく。学生が入ることによって生じる。

○事務局 何といいますか、入る前提でつくっている施設なんですから。

○宇野庶務課長 そうでございますけれども、いなければかからない経費でもございます。

○事務局 いないという前提はあり得ないと思うんです。

○宇野庶務課長 いた分だけの経費でございますので、入った人の分だけの対応ということですよ。

○逢見副主査 寮費として徴収するのはいいと思うんです。その中に、例えば、消耗品費が入っているというのもいいと思うんですが、なぜそれが民間委託できないということになるのか。

○宇野庶務課長 民間委託するのは、どこの業務、委託する業務ということ自体が存在しないというか、どのような業務が委託されるのか。

○徳山企画官 そちらさんからいただいた回答だと、学生からの依頼により職員が業者に依頼、これは電話ということだと思うんですけれども、職員が納品を確認しているという、この職員は庶務課の職員ということですから、それは業務が発生しているのではないですか。

○宇野庶務課長 ただ、委託するような業務ではないと思います。いわゆる消耗品の購入とかを委託するということは、実際の私どもの事業としてもないと思うんです。

○徳山企画官 寮の運営を委託するというのはあり得るのではないですか。

○宇野庶務課長 寮の運営というか、今、私どもがやっているのは、本来は個々の学生が対応すべきことなんですけれども、そこは便利上、事務が煩雑でございますので、私どもがやっている。

○徳山企画官 職員がやっている以上、職員の業務と言わざるを得ない。

○宇野庶務課長 そこは本来、地方公共団体の者がやるべき事業であるけれども、個々にやるのは事務煩雑でございますので、国の職員が代理というか、そこは対応しているということでございますので、それについて、それ相当の業務が発生しているわけではないです。

○徳山企画官 多分、もともとセンターが寮母さんを雇用して、寮に置いておかれたのではないですか。

○宇野庶務課長 そんなことは全くございません。

○徳山企画官 過去は。

○宇野庶務課長 ないです。現実に地方公共団体から支払い業務を委託しているだけです。

○徳山企画官 そうすると、その業務はずっと大学の庶務課がやってきた。

○宇野庶務課長 庶務課というか、基本的には学生等もやっておりますので、学生等のできないものもあるので、当然、学生等と職員の役割分担というのはあると思います。

○小林副主査 お答えいただいている寮費の内容が、光熱水費も入っていますから、シーツ借上げ、清掃業務、点検・保守等、保守業務なんですけれども、今の御回答だと、シーツ借上料については実費を徴収して、業務は発生していないという理解なんですね。清掃業務とか点検・保守業務も入っている、光熱水費も入っているとして、9,600万円徴収なさっていると書いてあるんです。今回の委託の従来の実施状況に関する情報の開示のところでは、トータル委託費としては3,977万8,000円なんです。そうすると、シーツ借上料というのは、どのぐらいの金額がかかるのかわからないですけれども、寮費として徴収している金額と比べると3分の1強みたいなの、もうちょっとあるかもしれませんが、そのぐらいの感じになるんです。そうすると、これはどういうことなのか、よくわからないんです。つまり、差額は多分、財団が何らかの業務があって、それをやっていることに使っているのではないかというふうに考えられるんですね。

○宇野庶務課長 今、申し上げたほかに、当然、光熱水料も入ってございます。あと、今回、運転保守とか清掃については市場化テストの対象としていただきましたので、ただ、従来はこの中の経費で対応しておりましたので、それが入っております。

○小林副主査 入っていますけれども、今回、実施に関して、委託費の内容として出していたのは4,000万弱なんです。そうすると5,600万だか何だかがその他の事業費の中になる。

○宇野庶務課長 消耗品購入とか光熱水料等でございますか。

○小林副主査 それがそのぐらいの結構大きな金額になるということですか。

○宇野庶務課長 はい。

○小林副主査 それの実費だけ。

○宇野庶務課長 はい。

○逢見副主査 光熱水費とか、そういう部分で民間委託する部分はかなり出てくるということは、従来は財団の業務は、教材費とか、視察調査費とか、そういう部分にほとんど特化されるんだろう。なおかつ、トイレトペーパーとかという消耗品だけが、管理業務の中のごく一部のところだけが、これは寮生が本来自己負担すべきだということで財団の業務として残ってしまうわけですね。

○宇野庶務課長 財団の業務というか、それは支払いだけでございますので、地方公共団体が手配するものとしての支払いを、本来は地方公共団体が直接払うべきだということもあるんですが、それは事務が煩雑でございますので、センターから支払いだけを行っているということでございます。

○逢見副主査 支払い業務はやっているわけでしょう。

○宇野庶務課長 支払いはいずれにしろしなければいけない業務だと思います。ただ、支

払い業務をどこかに委託するかという。

○逢見副主査 寮費として徴収する中で、民間業者に委託する中に消耗品の調達と支払いを入れても全然不思議ではない。

○宇野庶務課長 支払い業務だけを委託するということはないのではないか。

○事務局 発注といますか、電話をかけるというのは職員がやっているんですね。

○宇野庶務課長 そうですね。

○事務局 だから、発注も職員がやっている仕事だし、終わった後の支払いは財団、センターがやっている。

○宇野庶務課長 発注する業務を委託ということのものでもないと思うんです。委託するとなると、それ相応の経費はかかると思うんです。委託する分の委託経費。

○事務局 それは職員がおやりになっても、給料は変わらないかもしれませんが、その分、時間がかかっているわけです。

○宇野庶務課長 職員は貴重な時間を有効に利用してやっているわけですので、それだけのために職員がいるわけでもございませんし、それほど大した業務でもないので、まさにほんのちょっとしたことを職員がやっているというだけでございます。

○逢見副主査 そもそも市場化テストというのは、本来、官がやらなければいけない業務、独法も含めて、そこに特化して、民間でできるものは民間でやろう、競争原理を入れて、その中でコスト意識を持ってもらおうということなんです。そういうことで言うと、まさに消耗品を発注して支払うなどというのは、官でなければできない仕事とは到底言えない。どうしてそこが守らなければいけない業務なのかということは、我々は全く理解できません。

○宇野庶務課長 地方公共団体が手配すべき物品だから地方公共団体が対応しているわけですので、国が対応しているわけではございません。

○事務局 済みません。事務局ですが、国の業務ではないという法令上の根拠がありましたら教えていただけますでしょうか。

○宇野庶務課長 国の業務でないというか、地方公務員法の中に、地方公共団体の職員を研修するということが定められておりまして、その規定に定まって地方公共団体は職員の研修を行っているわけですので、これはいわゆる地方公共団体の事務だということです。

○逢見副主査 消防大学校というのは国の施設なんですね。そこで研修業務をやっているというのも国の業務としてやっているわけでしょう。

○宇野庶務課長 そうです。

○逢見副主査 施設の維持管理も国の業務としてやっていて、それを今回、民間に出そうとしているわけです。シーツの交換やトイレトペーパーの購入だけは自治事務だということですか。

○宇野庶務課長 そこは、地方公共団体、個々の学生が手配すべきものだと思います。

○小林副主査 研修の対象者は地方公共団体の人だとしても、国の施設で国が研修を行うといった仕事の一環で、何でシーツの借上げと消耗品の購入の部分が切り出されなければいけないのかというのが全然わからないんです。消耗品の購入とか光熱水費でどのぐらいの金額になるんですか。

○宇野庶務課長 そこまで資料を持っておりませんので、詳しい数字は今、直ちにはちょっと。

○小林副主査 詳しくなくても、大体でいいんです。

○寺山係長 その数字は財団に確認しないとわからないです。

○小林副主査 光熱水費についても財団に確認しないとわからない。

○寺山係長 わからないです。国の方では数字がないので、支払った額なりを財団に確認しないとわからないです。

○逢見副主査 いずれにしても光熱水費は情報として開示しないと、これに参入しようとする人たちはわからないですね。

○寺山係長 光熱水費までかけるんですか。東京電力とか、そういう電力を供給するような業務までかけるとおっしゃるんですか。

○徳山企画官 光熱水費は総務省が負担する。

○阿部副校長 歴史的な中でそういう切り分けをやってきて、地方に御負担していただきながらやってきた消防大学校なので、ほかの方から見ると、ちょっとレアなところがあるんですが、今回御指摘いただいた植栽とか清掃ですね、こういったものはやはり見直しをして、国が負担をして、内容的には一緒の財布にできないですから、そういう切り分けは、見直せるところは私としては全部入れたつもりなんです。

確かに、例えば、清掃費が、地方の分担するところと国が負担するところが同じ消防大学校の中であるのは、契約上の話もありますけれども、負担の問題としては、普通なら面倒見てくれるだろうという気持ちはわかりまして、うちもそういう経緯でやってきましたが、清掃とか、そういうものは国が今後負担をしてやるものはやりましょう。

ただ、その仕分けの中で、シーツなどは正直言って、例えば、ベッドメイキングなどは研修所ですからしなくて、入ってきたとき、200人なら200人に渡して、学生がきちっと朝晩しると、自分でベッドメイキングをして、きちっと畳んで、制服の職員の学校ですから、そういう教育も含めてやる。だから、消防大学校はシーツを持っていて、その持っているものを洗濯させているわけではなくて、今、感染症対策などもあるので、その都度、業者に換えさせることによって、そこで断ち切ることができるので、そうすれば消毒なんかも一々しなくてもいい。2か月とかいるんで、持ってきてもらっても、何枚も持ってこなければならぬし、洗濯もしなければならぬというのがあって、シーツとしては非常に重要なものなんですけれども、さっきの切り分けの中で御負担は、これは申し訳ないけれども、これは地方でお願いしたい。

ただ、税金でお預かりしているわけなので、会計上は明確にしなければいけないので、

経理の方は財団の方をお願いしている。事務などは学生に係があるんです。例えば、渉外係で、地方へ行くときは、バス代が幾らだから、これは出してくださいとお願いがきて、我々も関与はしますけれども、それを払ってくださいとか、できるだけ自給自足とか、自分の部分の事務は学生ができるものはやってもらって、一人ひとり集められないものはある程度お手伝いしてということなんです。

だから、今回御指摘のあった内容について、できるだけ我々も、清掃とか、本来、国のものは国にしてというふうには努力したつもりなんですけれども、シーツは先ほどのような理由で、国のお金とこれと一緒にというわけに、ばらばらというわけにもいかないの、これは引き続き御負担していただいて、そういう形を取らせていただければということ、今回含めていないんです。

○小林副主査　すごく素朴に、今までの実施運営してきた経緯があるので、その流れの中で民間競争入札に移行した場合に、こういうことになるというお話だと思うんですけども、私が非常に疑問に思うのは、今、財団法人が寮費を取っていますね。その寮費を取っている中で、シーツの実費なども、消耗品が含まれているということなんです、財団法人がいることによって、財団法人が徴収している金額と、財団法人の業務が、今、民間競争入札が管理・運營業務の中と重なっている部分があって、その部分が不透明になっている部分があるんです。

だから、その不透明になっているところをもう少し明らかにしていただければいいのかなと思うんです。例えば、リネンとかトイレトーパーみたいなものを一括購入して、実費徴収だか何だかわからないですけども、それを民間事業者が一体のものとして管理・運営しながら、より安価に、より効率的に手配をするということも十分考えられると思うんです。今、センターが関与している部分で、何でそれが出せないのかというのが、いまいよくわからない。

○宇野庶務課長　それは地方公共団体の財源でございますので、私どもが市場化テストにかけるとするのはできないと思います。

○小林副主査　センターの中に残しておかなければいけないということですか。

○宇野庶務課長　残しておくのではなくて、支払いをお願いしているだけなんです。

○小林副主査　残しておかなければいけないから。

○宇野庶務課長　ただ、支払いは私どもがやるわけにはいかないの、だれかがやらなければいけないんです。

○小林副主査　だからセンターが必要だということになりますね。

○宇野庶務課長　センターがやめてしまうと、個々の学生が個別に払わなければいけなくなってしまいます。

○小林副主査　だから、それをどうして民間事業者の中に、実費徴収でも何でもいいですけども、業務の中に入れられないんですか。

○宇野庶務課長　支払い業務ですか。

- 小林副主査 支払い業務というか。
- 宇野庶務課長 支払い業務しかないんで、地方公共団体の財源でございまして、それを地方公共団体が民間委託ということは私どもの判断ではできかねますね。
- 小林副主査 これを含めるとして、実費徴収を、実費だかわからないですけども、コストを徴収して、そういうサービスを提供するというを中に含めても全然おかしくはないですね。
- 徳山企画官 本来の管理に関することだと思われまして。料金を徴収して業者に払う。
- 宇野庶務課長 料金徴収ではなく、地方公共団体がみずからやっている業務でございまして、それはあくまでも地方公共団体が支出しているということでございまして。
- 徳山企画官 財団がやっておられる業務なんでしょう。
- 宇野庶務課長 地方公共団体が財団に委託しているだけでございまして。
- 徳山企画官 財団が学生に代わって徴収して支払っているわけですから、今回の民間事業者が学生に代わって徴収して支払ってもよろしいのではないですか。
- 宇野庶務課長 地方公共団体がどこに支払業務を委託するかというのは、そこは私どもが判断できるところではないです。
- 徳山企画官 これまでの経緯を踏まえれば、1つの転換ということにはなるかと思うんですけども、そういう転換が何か法令上、あるいはその他、規則上不可能かということ、不可能とは思われません。
- 宇野庶務課長 まさに地方公共団体の財源でございまして、私どもが判断することは無理だと思います。
- 徳山企画官 学生から料金を徴収して代わりに払うのが無理なんですか。
- 宇野庶務課長 それは地方公共団体が納入しているわけですから、私どもが徴収しているわけではございません。
- 逢見副主査 例えば、シーツやトイレトペーパーは本来、入校生が負担すべきものと、個人から取っているということですか。
- 宇野庶務課長 個々の学生というのは、個々の地方公共団体のことでございまして、研修にかかる経費は個々の地方公共団体が措置しているわけですから。
- 徳山企画官 消防大学の研修の実施条件として、利用料金は民間事業者が徴収して、代行して払うということにすればよろしいのではないですか。
- 宇野庶務課長 そういうことを地方公共団体に今、直ちには申し上げられないです。どここの民間事業者に徴収してくださいというのは。
- 徳山企画官 校内の管理に関することで、それは庶務課の業務として言えるのではないのでしょうか。従来の経緯がしっかりあって、なかなかそこからの転換に努力が要するというようにしか聞こえないんです。
- 関参事官 入校経費は、いわゆるトイレトペーパーとかシーツのたぐいだけですか。
- 宇野庶務課長 教材費とかもすべて入ってございまして、それも含めて支払業務の中

に入っておりますので、業務の運営にかかる分だけではなくて、経理業務すべてを措置しているものでございますので、それをすべて民間事業者に委託するとすると、それは地方公共団体の御理解は。

○逢見副主査　すべてではなく、要するに、校内の管理業務にかかわる部分です。

○宇野庶務課長　管理業務というか、いわゆる納入、出納と支払い業務しか財団はやっておりませんので、寮の施設運営に係る業務というのはいないです。

○小林副主査　教材費1億1,000万円、視察調査費2,700万円という御回答をいただいているんです。寮費が9,600万円といただいているんです。その中に光熱水費入って、消耗品の購入費が入ったとして、管理された寮の中に入って、そこで使うものが入っているとして、今、民間事業者が地方公共団体から徴収して、払っていただくということを許容できないとおっしゃったんですね。

○宇野庶務課長　そうですね。地方公共団体の財源をどここの民間事業者に納入してくださいとは言えないです。

○小林副主査　だけれども、それはセンターにはいいんですね。

○宇野庶務課長　それは地方公共団体が御判断しているわけです。

○小林副主査　続いてやっているからいいということですね。

○宇野庶務課長　それは、先ほど申し上げた教材費とか、視察調査費も含めて、出納業務と支払業務を地方公共団体が委託しているわけでございます。

○小林副主査　市場化テストの場合は、民間事業者のノウハウを生かして、サービスのより効率的かつ質の高いものにしようというのが趣旨です。そうしたら、管理・運営業務の中にそういうものを一体に含めて。

○宇野庶務課長　地方公共団体が措置している予算でございますので、国の財源ではございませんので、それを一体化するのは厳しいと思うんです。

○小林副主査　だから、地方公共団体が、寮に入って研修するわけだけれども、その中で寮費というのがかかかりますということですね。そのときに、シーツだとか云々かんぬんというもののサービスを購入する。だから、より安価に国の業務を行っている民間事業者から購入する。

○宇野庶務課長　ただ、うちの予算措置ではございませんので、地方公共団体の予算措置でございますので、私どもが執行するというのは難しいと思います。

○徳山企画官　徴収代行ですか。

○宇野庶務課長　地方公共団体の業務としてやられているわけでございますので、徴収代行ということではございません。

○徳山企画官　徴収代行業務ととらえれば、やらせてもいいんじゃないですか。

○宇野庶務課長　そこはちょっと何とも申し上げられません。

○関参事官　消防科学総合センターには、運営等には国費は一切入っていないということですか。

- 宇野庶務課長 国費ですか。全く入っておりません。
- 関参事官 拠出金もない。
- 宇野庶務課長 全くございません。
- 小林副主査 今のところ、議論が平行線なんですね。時間となったので、本日の審議はこれまでとさせていただきますが、事務局から確認すべき事項はもういいですか。
- 徳山企画官 特にはないです。引き続き調整ということではないかと思えます。
- 逢見副主査 寮費 9,600 万円の内訳を示していただきたいですね。
- 小林副主査 そうですね。それは可能ですか。
- 宇野庶務課長 持ち帰ります。
- 小林副主査 寮費 9,600 万円の内訳の提出をお願いいたします。
- 寺山係長 どのレベルまででございますか。
- 小林副主査 どのレベルというのは。
- 寺山係長 個々の、全部、伝票積み上げで。
- 小林副主査 いえ、そんなことは聞いていないです。シーツの借上料が幾らで、トイレト紙等。
- 阿部副校長 御趣旨はわかりました。御説明できるようにいたします。
- 小林副主査 それでは、本実施要項（案）については、整理すべき点がまだまだたくさん残っておりますので、総務省におかれましては、本日の審議を踏まえて、次回の審議までに事務局と鋭意調整をお願いしたいと思えます。
- また、委員におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各位にその結果を送付していただきます。
- なお、次回開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。
- 本日はありがとうございました。

(総務省関係者退室)